

集団で生活するためのルールやマナーを守り、正しい心と健全な身体をもつ社会人になるために、以下のことを守りましょう。

Ⅰ 服装・頭髪に関するきまり

華美または特異な服装をせず、清潔で正しい身だしなみを心がけましょう。

(1) 制服・・・寒暖に応じて、自身の体調を考えて調節すること。

① 冬服

	【上衣】	【下衣】
学生服	○学校指定の標準服	○学校指定の標準ズボン
セーラー服	○学校指定のセーラー服(紺色3本ライン) ○リボンは紺色	○学校指定のスカートで、長さは膝が隠れる程度のも
ブレザー型標準服	○学校指定のブレザー ○ブレザーの下には、学校指定のカッターシャツとネクタイもしくはリボンを着用	○学校指定のスラックス
	○学校指定のブレザー ○ブレザーの下には、学校指定のカッターシャツとネクタイもしくはリボンを着用	○学校指定のスカートで、長さは膝が隠れる程度のも

② 夏服

	【上衣】	【下衣】
学生服	○学校指定のカッターシャツ	○学校指定の標準ズボン
セーラー服	○学校指定のセーラー服(白色2本ライン) ○リボンは紺色	○学校指定のスカートで、長さは膝が隠れる程度のも
ブレザー型標準服	○学校指定のカッターシャツ	○学校指定のスラックス
	○学校指定のカッターシャツ	○学校指定のスカートで、長さは膝が隠れる程度のも

○ブレザー型標準服は、夏季軽装期間にはネクタイやリボンを着用しなくてもよい。

○夏季軽装期間は、5月1日から10月31日までとする。

○学生服、セーラー服、ブレザー型標準服、それぞれを一つ一つの型として考え、セーラー服の下衣としてスラックスを着用するなど、型が交差するような着方は認めない。

(2) 制服の下に着用する衣服

白・グレー・ベージュ・紺・黒のワンポイントとし、前面・背面にイラスト等が書かれたものは禁止とする。

(3) 校章・名札

① 校章

学生服	上下の制服にプリントする。(夏・冬ともに)
セーラー服	上衣の制服に刺繍する。(夏・冬ともに)

② 名札

学生服	上衣に刺繍する。(夏・冬ともに)
セーラー服	
ブレザー型標準服	クリップ式名札を着用する。ただし、家庭への持ち帰りは行わず、学校に置いて帰る。

(4) ベルト・サスペンダー

黒色・紺色・茶色で、ラインや模様のないものを着用する。

(5) 靴下

白色・黒色・紺色・グレーを基調とし、くるぶしが完全に隠れる長さとする。ただし、柄ものは禁止とする。

(6) 靴

【下靴】

○ 体育の授業で使用できるものとする。(ハイカット、ミドルカット、厚底は禁止とする。)

【上靴】

○ 上靴は、学年カラーのものとする。

○ かかとに名前を記入すること。

(7) 防寒着

【9年生(学生服・セーラー服)】

○ 防寒着は、ウィンドブレーカー、スクールコート、ダッフルコート等とする。

○ 防寒着、マフラー、ネックウォーマー、手袋は着用できるが、校舎内での着用は禁止とする。

○ カーディガン→希望者は着用可。学校指定の黒色・紺色のものとする。それ以外のものを着用する場合は、学校指定のものに類似したものとする。

○ ストッキング・タイツは、黒色・ベージュのものとする。

【7、8年生(I型・II型)】

○ 防寒着は、ウィンドブレーカー、スクールコート、ダッフルコートとする。

○ 防寒着、マフラー、ネックウォーマー、手袋は着用できるが、校舎内での着用は禁止とする。

○ カーディガン→希望者は着用可。黒色・紺色の単色のものとする。ブレザーの下に着用することとし、ブレザーの下からはみ出さないこととする。

○ セーター・ベスト・ダウンベスト→希望者は着用可。黒色・紺色の単色のものとする。V首のもので、ボーダーやストライプは不可とする。ブレザーの下に着用することとし、ブレザーの下からはみ出さないこととする。

○ ストッキング・タイツは、黒色・ベージュのものとする。

(8) 頭髪

○ パーマ・脱色・染色などをしないこと。

○ 整髪料をつけたりしないこと。

○ 左右非対称の髪型は禁止とする。

○ ツーブロックの場合は、刈り上げる長さを9mm以上とする。

○ 前髪は目にかからない程度とし、後ろ髪は制服の襟にかからないようにする。かかった場合は、ヘアピンでとめたり、黒色・紺色・茶色のゴムで結ぶ。結ぶ位置は頭頂部より下とする。結び方は、まとめて結ぶこととし、2つ結びやお団子まで許可する。

その他

○ 眉毛を扱わない。

○ ピアスの穴を開けない。

(9) メインバッグ・サブバッグ

【メインバッグ】

○ 学校指定のものとする。また、落書きや変形をしない。キーホルダーは1個までとする。

【サブバッグ】

○ 華美でない手提げやトートバッグとする。ただし、中身が見えるものは禁止とする。

2 学習に関するきまり

学習は社会に出て、生きていく上で必要な力になります。正しい学習規律やより多くの知識、スキルを身に付けましょう。

- (1) 2分前着席を守り、落ち着いた状態で担当の先生が来るのを待つ。
- (2) 休み時間内に、次の教科の準備をしておくこと。
- (3) 授業中は私語をせずに、先生や友達の話をしっかり聞く。
- (4) 自分の考えや意見は積極的に発表する。
- (5) 家庭学習を習慣化し、宿題を確実にやる。(7年生→80分、8年生→90分、9年生→100分)
- (6) 朝読書の時間は、他のことをせず、落ち着いて読書をする。
- (7) 他のクラスや他学年の廊下には入らない。(教科連絡や提出物は最小限の時間で行うこと。)

3 その他のきまり

(1) 所持品について

① 身分証明書

- 身分証明書は毎年発行する。紛失したときは、担任に届け出て、再発行してもらう。(50円必要)

② 貴重品

- 貴重品は持ってこない。ただし、持ってきた場合は、朝の段階で担任の先生に預ける。
- 必要以上のお金を持ってこない。また、友達同士での金銭の貸し借りは絶対に行わないこと。

③ 携帯電話

- 学校に携帯電話を持ってくる場合は、許可願を提出すること。(毎年更新制)
- 朝の会で担任が回収し、帰りの会終了後、各担任から受け取る。部活動生は活動終了後、取りに来る。

④ 危険物

- 刃物などの危険なものは持ち込まない。

⑤ その他不要なもの

- 学校に不要なもの(菓子類、マンガ、ゲーム機など)は、持ってこない。
- 指輪・ネックレスなどのアクセサリー類は携行しない。医療用磁気ネックレスなどは相談すること。

(2) 校内生活について

① 校内美化

- 机やロッカー周辺は整理整頓し、すすんで美化に努める。
- 掃除は全員で協力し、隅々まで時間いっぱい黙働清掃を行う。
- 掃除道具を大切にし、所定の場所で管理をする。

② 公共物の取り扱い

- 公共物は大切に扱い、落書きや傷つけたりしない。破損させた時は、速やかに担任に報告する。

③ 欠席・遅刻・早退の連絡

- 欠席、遅刻の連絡は、8時20分までに必ず行い、保護者によるものとする。
- 授業開始以降の遅刻は、職員室に一度立ち寄り、登校したことを教員に伝えてから教室に上がる。
- 家庭の用件(法事など)や通院による場合は、家庭から連絡してもらうこと。
- 体調不良など、やむを得ない場合は、必ず担任に届け出る。不在の場合は、学年の教師に届け、家庭(保護者)に連絡してもらうこと。

(3) 登下校

学校の登下校は、交通ルールを遵守し事故などに気をつけ、寄り道や買い食いなどをしないこと。

① 自転車通学について *毎年更新制とする。

- 自転車通学の申請を行い、点検に合格した自転車で通学する。(ステッカーを貼ること。)
- 事故などに備えて、保険に加入すること。保険に加入しないと、自転車通学は認められない。

- ヘルメットを必ず着用する。その際、あごひもをつけること。
- 自転車通学の規定及びマナーを守り、周りに迷惑のかからない運転を心がける。

【違反があった場合】…ノーヘル、信号無視、2人乗り、校地内・校門坂乗車など

- 1回目：自転車通学3日間停止
- 2回目： 1週間停止
- 3回目： 無期限停止

② バス通学について

- バス乗車のマナーを守り、周りの人に迷惑をかけないこと。

(4) 校外生活について

- 友人同士の外泊は、いかなる理由があっても禁止とする。
- 外出の際は、行き先と帰宅時間を保護者に伝えるようにし、夜遊びをしない。
- カラオケボックスへの出入りは、保護者同伴とする。
- 午後6時以降のボウリング場、ゲームセンターへの出入りは禁止である。【福岡県青少年健全育成条例】
- アルバイトに関しては原則禁止とする。